

第124回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年 7月20日（金） 15:00～16:45

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、清原 慶子、西郷 浩、関根 敏隆、
中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統
計企画室長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統
計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本
部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、環境省大臣官房環境計画課
企画調査室長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

奥野総務副大臣

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点
的な配分に関する建議」について
- （2）諮問第115号の答申「海面漁業生産統計調査の変更について」
- （3）統計委員会部会設置内規の改正について
- （4）部会に属すべき委員等及び部会長の指名について
- （5）統計委員会新任臨時委員、新任専門委員の発令等について
- （6）部会の審議状況について
- （7）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 124 回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、川崎委員、白波瀬委員、嶋崎委員、永瀬委員が御欠席です。

本日は、奥野信亮総務副大臣、若生総務審議官に御出席いただいております。

議事に入る前に、まず、今般の豪雨災害の被災者の方へのおくやみと御見舞いを申し上げます。

今般の災害により、統計調査が困難な地域もあると思われまじけれども、一方で、国・自治体をはじめとする関係機関の方々が復旧に全力を尽くしておられることに、大変敬意を表したいと思います。

今は復旧と被災者支援が最優先事項であると思っておりますが、統計は、今後の復旧に当たっての足元と将来を冷静に見るための不可欠な存在であります。

生活基盤の復旧が一段落しましたら、統計基盤の回復にも取り組んでいただき、被災地域の方々の暮らしと行政運営について、一日でも早く回復できればと思っております。

本日は、奥野総務副大臣にも御出席いただいておりますが、統計委員会として、統計関係の対応だけではなく、いろいろな形でお力添えができることがあれば、対応していきたいと思っております。

また、本日は、人事異動に伴い、事務局に変更がございましたので、御挨拶いただければと思っております。総務省政策統括官室（統計基準担当）北原統計企画管理官、お願いいたします。

○北原総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官 北原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。

まず、「平成 31 年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」についてです。資料 1－1 を御覧ください。前回の統計委員会で提示いたしました素案から、2 点ほど修正があります。前回の議論の中で、北村委員や川崎委員、白波瀬委員から、人材育成・確保の重要性について御発言がありました。これを踏まえて、2. の（1）の 2 ポツ目を修正いたしました。また、野呂委員から、1 の最終段落の記載について、ニーズの低下した統計調査の「見直し」を「改廃」とするように御意見をいただきましたので、そのように修正してあります。

それでは委員の皆様、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。清原委員お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。今回の建議におきましては、3 ページの「3. 地方公共団体への委託事業等について」ということで、地方公共団体と国との関係の中で、更に強固な連携に基づく統計の質の向上に向けての提言がなされています。

先ほど、西村委員長が御紹介されましたように、現在、西日本では平成 30 年 7 月の豪雨による大変厳しい環境の中で、私たちの仲間であります市町村長が災害対策本部長として、復旧・復興に努力しています。私も 7 月 15 日に岡山県倉敷市と総社市を訪問しまし

て、市長と対話し、激励させていただくとともに、被災地で頑張るボランティアの皆様、また避難所で支援されるボランティアの皆様や、被害に遭われた当事者のお声も聞きました。局地的な被害でございますから、近隣の皆様は一日も早い復旧・復興に向けて支援をされている姿も目の当たりにしました。

その現状から、やはり国と地方公共団体が人材の面でも適切な交流をしながら、こうしたときこそ最適な統計調査をしていくことが重要であることを確認する上でも、4ページのこの部分は重要だと思っています。4行目、「国の統計職員を地方公共団体に派遣し、技術支援を行うとともに、当該職員に地方公共団体の実情を学ばせることも進める必要がある」と。まさに、実質的な交流があって、真の統計改革が、人材の面でも進んでいくと確信いたします。

したがって、今回、この建議に、地方公共団体と国の連携による統計調査の質の向上と具体的な支援、コールセンターの設置、運営の共同化、効率化等が示唆されたことは重要と考え、是非こちらを早期に提出いただいて、実効性のある取組を、国、地方公共団体で進めていければと思います。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。特に、局地的ですが危機的な状況が起きているというときに、国と地方との関係のなかで、それは統計もありますし、それから統計を越えたいろいろな復興の支援を考えなければならない。更に単に復興の支援だけではなくて、今後は復興のあり方をどのようにデータから導き出していくかというところに、統計の大きな役割があります。同時に、その復興のあり方に対しての実際的事实を知らない限り、こちらを実行することはできませんから、そのような意味で、データと実際の経験は極めて重要な2つの両輪になると思います。今の清原委員の御意見については、統計委員会としても非常に真剣に取り入れて考えていきます。そしてこちらは同時に、国に対しての建議の中でも、そのように反映しましたし、実際に反映されることを願っております。

○清原委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにございますか。

それでは、建議案についてお諮りします。「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」についての本委員会の建議は、資料の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、建議案のとおりとします。ただ今採択しました建議につきましては、本日、奥野総務副大臣が御出席されておりますので、お渡しいたします。

(西村委員長より奥野総務副大臣に建議案の手交)

○西村委員長 それでは、奥野総務副大臣から、所感などがございましたらお願いできますでしょうか。

○奥野総務副大臣 それでは西村委員長からそのようなお話がありましたので、私からも一言御挨拶を申し上げます。

その前に、私からも今般の豪雨災害で被災された方へのおくやみと御見舞いを申し上げます。

今、御覧になったように、統計委員会から総務大臣宛ての建議第1号をいただきました。建議第1号にちなんで、過去の歴史の中で統計が第1号になったものを紹介します。法律の条文に初めて見出しが付けられたのは、昭和22年に公布された旧統計法と言われております。その後、全ての法令は見出しが付けられるようになりました。こちらも今申し上げたように、統計が第1号だったということで、それ以来全ての法令には見出しが付くことになったということであろうと思います。この見出しが付けられたことによって、法令の分かりやすさが飛躍的に高まったという評判を得ているわけであります。

先月、この統計委員会で挨拶した際も、どのようにすれば統計というのは質の高い、分かりやすい情報を国民に伝え、正しく理解して活用していただけるのか御提案をいただきたいと申し上げたわけでありますけれども、今回の建議では、統計を分かりやすく伝えるために、e-Statの充実などの施策も盛り込まれるとともに、社会全体としての統計リテラシーを高めるための統計データ利活用講座を充実するものとなっております。総務省としては、統計委員会からいただいた建議が統計リソースの確保に十分生かされるよう、各府省への周知やフォローアップをしてまいります。

また、本日お集まりの各府省の方々におかれましては、大変、各府省の統計部門ではエース級だと聞いております。その各府省への周知やフォローアップを是非していただき、この建議を踏まえた上で、統計行政の重要課題の推進に必要な予算及び人員の確保に向けて、概算要求を御検討いただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○西村委員長 ありがとうございます。

奥野総務副大臣、若生総務審議官におかれましては、他の公務がございまして、御退席されます。奥野総務副大臣、若生総務審議官、本日はどうもありがとうございました。

○奥野総務副大臣 お邪魔しました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は、先ほど奥野総務副大臣へお渡ししました、「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」のほか、答申が1件、委員会の運営に関する案件が3件、部会報告が3件あります。

まず、諮問第115号の答申「海面漁業生産統計調査の変更について」が資料2-1と資料2-2、「統計委員会部会設置内規の改正について」が資料3、「統計委員会臨時委員、専門委員の発令等について」が資料4、「中間年における経済構造統計の整備について」が資料5-1、「農林業センサスについて」が資料5-2、「国民経済計算体系的整備部会の審議状況について」が資料5-3、「2018年度統計棚卸し年度計画（案）」が資料6、「第Ⅱ期基本計画の進捗確認について」が資料7です。

資料の説明は以上となります。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。「諮問第 115 号の答申 海面漁業生産統計調査の変更について」の答申案についてです。西郷部会長代理から御説明をお願いします。

○西郷委員 それでは、河井部会長が御欠席のため、私から報告させていただきます。

産業統計部会では、海面漁業生産統計調査と農林業センサスを同時に審議しているのですが、海面漁業生産統計調査の方が先に答申案を作成するに至りましたので、こちらについて報告させていただきます。

海面漁業生産統計調査に関しましては、5月の統計委員会で諮問された後、6月7日に1回目の部会を開催し、6月21日に第2回目の部会を開催して、一通りの審議を終えており、その審議状況については、6月29日の統計委員会において部会長から御報告いただきました。その後、部会長を中心に調整を行って、書面審議で最終的な答申案を取りまとめております。

資料は、資料2-1と資料2-2がありまして、資料の2-2が本体の答申案になりますが、私の説明は資料2-1の概要を使って、説明させていただきます。まずは、資料2-2の答申案の最初の「承認の適否」の部分ですが、全体としては承認して差し支えないと整理しています。

そのことを踏まえた上で、資料2-1の細かい点を説明させていただきますけれども、全体的に、適当と整理しております。一番多く時間を使ったのが、「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうちの②の部分です。市町村別調査の廃止のところが一番時間がかかったところです。ですので、今から全体的に報告いたしますけれども、一番時間をとって説明させていただくのがその部分になるので、その点御承知おきください。

まずは上から、適当と整理されている部分ですが、「(1) 調査対象の範囲」ですが、対象とすべき湖沼が、関係する告示の改正によって変わりました。これによって、海面で捉えられるべき部分と、内水面、要するに淡水で捉えられる部分との捕捉の関係が変わるので、そのことを審議した訳ですが、関係告示の改正に伴うものですので、適当と整理しております。ただし、この法律の変更に伴って捕捉範囲が変わりますので、統計の接続という面から利用者に注意喚起するような形で、そういう変更があった旨を注記・情報提供するようという指摘をしております。

「(2) 報告を求める事項」に関しましては、大きな論点はあまりなく、「稼働量調査の廃止」に関しても、「法人番号の把握」に関しても、適当と整理しております。

(3)の①ですが、オンライン調査の導入に関しても、おおむね適当と整理しております。ただし、オンライン回答を促進する観点から、調査票にもオンライン回答が可能である旨を表記して、注意喚起するよう指摘しております。

先ほど予告しましたとおり、一番時間がかかったのが、(3)の②の「市町村別調査の廃止」の部分です。当初は表章が変わりますという形で諮問というか議論が始まったのですが、議論を進めていく過程で、むしろ原因は市町村別の調査がそもそもできない理由が、地方の統計組織が今、どんどん人員削減等で細かい調査ができなくなっている

る。そのことが原因となって、結果的に市町村別の集計を可能とする調査ができないから、集計もできなくなりますという原因と結果の関係が、むしろ調査にあるのだと整理されました。

これに関しましては、結果に対する一定の利活用ニーズがございまして、特に専門委員の方から、この市町村別の集計は是非続けてほしいという御意見もありましたが、行政記録情報である「漁港港勢調査」である程度代替的な情報が提供できること、また、後で今後の課題のところでも触れますけれども、地方公共団体で独自に調査している部分があって、これがもし利用可能であるならば、市町村別の集計のニーズにもある程度応えられるであろうというようなことから、市町村別の調査の廃止はやむを得ないと部会では結論付けました。

そこが一番時間のかかった部分です。その結果という形になるのですけれども、集計も、一枚めくっていただきまして2ページ目の一番上のところ、やむを得ないと記載してありますが、調査票の収集の段階で市町村別に調査票を集めることができなくなります。その結果、集計・表章もこちらに見合ったものができなくなることになり、これもやむを得ないと部会では了承いたしました。

そこが一番大きな点なのですが、あとは、行ったり来たりで恐縮ですけれども、1ページ目の(4)に戻っていただいて、「報告を求める事項の基準となる期間及び調査の周期の変更」に関しては適当と整理しております。

今度は、2ページ目の大きい2番に行ってください、「前回答申における課題への対応状況」ですが、こちらに関しても、適当と整理しております。「未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項への対応」というのも、オンライン調査の導入ということだったので、こちらも審議の途中で話し合っているので、適当と整理しております。

最後に、今後の課題に関してですが、大きく分けると2点ございます。まずは、これは委員会で西村委員長からも御指摘いただいた点ですが、定期的な調査計画の見直しについて、海面漁業生産統計調査を取り巻く環境や利活用ニーズは非常に速く変化している。その変化の速さから考えると、もう少し先に手を打つことができたのではないかという御指摘があったかと思います。今後は定期的に、そのような変化に対応した調査計画の見直しを行うことを課題として指摘しております。

2番目が、先ほど少し申し上げましたが、今回、市町村別の表章をやめる、削除するという結論に至った訳です。その1つの理由が、都道府県等が把握している漁獲量のデータがあります。表章はやめますが、それはニーズがないからではなく、ニーズそのものはあるのだけれども、少なくとも地方公共団体に関しては、自分のところで漁獲量データをとられているので、農林水産省の海面漁業生産統計調査のデータは特に必要ないという整理になっております。しかしながら、一般のユーザーは大変困る場合が出てきますので、そのような漁獲量データをきちんと一般のユーザー、研究者が中心になるといいますけれども、一般のユーザーが使えるように工夫してほしいということが2番目の点でございます。

以上、少し行ったり来たりで恐縮でしたが、答申案の説明については、終わらせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等はございますか。定期的な見直しという今後の課題は、前回の委員会で私の発言がきっかけになったのだと思います。それぞれの統計に関するニーズを把握して、そのニーズを基に見直し・改善を求める取組は、第Ⅲ期の基本計画でも重要な取組に位置付けています。統計委員会としても、統計棚卸しの取組などを通じて、その促進を図ることとしておりますけれども、各府省におかれましては、この統計にとどまらず、自ら定期的に所管統計を見直して、改善に取り組んでいただきたいと思います。特に、統計委員会に幹事の方が出席されることになりましたから、そのような点については、周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「海面漁業生産統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは答申案のとおりといたします。

産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会の御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会部会設置内規の改正についてです。事務局から御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、資料3に、統計委員会部会設置内規の改正案をお示ししておりますので、御覧ください。

まず、今回の改正は、改正統計法のうち、統計委員会の機能強化の規定が6月1日に施行されたことと密接に関連しますので、まずその内容について説明したいと思います。基本計画については、これまで統計法の施行状況報告を受け、進捗状況を管理していましたが、これからは施行状況を受けなくてもいつでも調査・審議できるようになりました。また、必要に応じて勧告を行えることとなりました。無論統計法施行状況報告を受けても調査・審議できますので、統計法施行状況報告と一体的に運用されることを想定しています。

また、第45条の2が新設され、新たに統計法に基づく、政令・省令を制定または改廃する場合、統計委員会の意見を聴かなければならないことが定められました。来年、改正統計法を全部施行するためには、調査票情報を提供する範囲や調査票情報の適正管理に関する総務省令について審議することが必要となります。さらに、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項について、総務大臣に意見を述べることも新設されました。これに基づいて、先ほど建議を行い、委員長より手交いただきました。この、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に意見を述べることとしては、例えば、5年経過しなくても基本計画の改定について総務大臣に提案できることなどが挙げられます。

これらの機能強化を踏まえて、資料3に示す部会の再編について提案します。裏面が現行内規からの見え消し修正となりますので、こちらを用いて説明させていただきます。

まず、基本計画に関して、委員会に調査審議権、勧告権が付与されたことを踏まえて、全ての部会においてそれぞれの部会に関連する基本計画に関する任意の審議、それと一体的に運用される施行状況に関する審議ができるようにするため、既存の全ての部会の所掌

事務から、公的統計の整備に関する基本的な計画に関する事項及び法律の施行に関する事項の記述を削除し、記載するそれぞれの事項に基本計画の事項も含むこととします。

この対応を踏まえ、全員参加型の上段2つの部会、つまり、基本計画部会と横断的課題検討部会ですが、これらを統合し、全員参加型の企画部会に改組します。この全員参加型の企画部会は、新たに統計委員会が所掌した、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち、特に重要な事項を所掌することとします。

なお、企画部会では、公的統計の整備に関する基本的な計画に関する事項の記述を削除しておりますが、全委員が参加し、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち、特に重要なものを所掌することから、この企画部会が基本計画に関する中核的な役割を担う部会であることを補足させていただきます。

また、統計改革推進会議の最終取りまとめや、第Ⅲ期基本計画を踏まえ、現在統計委員会令を改正し、いわゆる評価チームに相当する分科会を、統計法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることを所掌する方向で設置するべく、法制局で審査を受けている最中です。横断的課題検討部会の一部機能は、今後この分科会に吸収される予定としております。

次に、表の下の、統計制度部会についてです。新設された第45条の2に対応する、政省令の審議が当面の間、2次利用制度に関するものが中心となるため、匿名データ部会を統計制度部会に改組し、2次利用制度を含む政省令の改廃及び匿名データの諮問審議を担当することとします。

次に、次ページの統計業務プロセス部会についてです。各部会の配置順を改めて、条文順にするため、法第55条に基づく活動となる統計業務プロセス部会の配置場所を変更します。

最後に、注のただし書きです。統計幹事の設置等に伴い、幹事が参画する統計委員会の親会で審議すべき事案が発生することも踏まえ、部会に付託せずに統計委員会の親会の場で審議する場合は、委員長が判断することを明確化しました。

説明は以上となります。御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 委員の皆様方、何か御意見があったらお願いいたします。よろしいですか。

今回のものは、前回ここでいろいろ議論になったことを踏まえたものです。加えて、かなり大きな組織ですが、同時に機動性を高めること、それから司令塔としての役割を明確にすること、この3つの点をうまく取り入れるために、中央集権型と、デリゲーション（委任）とを組み合わせるといふ形を明確にしました。その中央集権的なところは、全員参加の企画部会でいろいろなものを基本的には取扱う形で明確にして、そこで何かとり忘れがないか、とり忘れがないようにするのは簡単に言えば統計委員会全体の役割で、それを全員参加の企画部会がある種の前さばきをしていくと。最終的には統計委員会で決めるわけですが、前さばきをしていく形で考えていきたいという、これはかなり私の強い意見ですが、皆様の御意見も入れて、沿うような形で考えたいと思っています。

それと同時に、デリゲーション（委任）としては、各委員会の、特に各部会のオートノミー（自治）といいますか、こちらが強くなり、かつ部会長の役割は非常に重くなる形に

なります。そのようなことをうまく全体として回していくためのリーダーシップを統計委員会の委員長が担う形で、いわば権限と、しかし責任を明確にする形で全体の流れを作っております。これはまだ、走り出してからこれから、またいろいろなことが起きたときに、もう一度考えなければいけないことがあるかもしれませんが、差し当たりはこの形で進めていけばと思っています。図体が大きくなってしまいうのですが、しかし同時に、神経系を非常に強くして、それで体の端々まできちんと神経が届く形にしていきたいというのが、基本的なこの組織の考え方であります。

それでは、統計委員会部会設置内規についてお諮りしたいと思います。案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは次の議事に移ります。部会に属すべき委員等及び部会長の指名についてです。

統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき委員等、部会長は委員長が指名する、とされております。

つきましては、先ほど設置しました企画部会及び統計制度部会に所属する委員についてですが、企画部会については13名の委員全員と企画部会に統合する横断的課題検討部会に所属している専門委員である清水専門委員、統計制度部会については北村委員及び清原委員を指名させていただきます。

また、企画部会長及び統計制度部会長ですが、企画部会長は委員長である私が兼務することにしまして、統計制度部会は北村委員にお願いいたします。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

事務局は、私が今、部会に所属する委員等及び部会長を指名した内容について資料を作成して、本日付の参考資料として次の統計委員会で配布をお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

統計委員会新任臨時委員、新任専門委員の発令等についてです。

資料4を御覧ください。臨時委員9名、専門委員1名の方々が、本日7月20日付で任命されています。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属すべき臨時委員、専門委員は委員長が指名する、とされておりますので、次のように指名したいと思います。

統計制度部会には縣臨時委員、石井臨時委員及び藤原臨時委員。統計業務プロセス部会には、神田臨時委員、山本臨時委員及び西専門委員。国民経済計算体系的整備部会には山澤臨時委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局は、今、私が部会に所属する新任臨時委員、新任専門委員を指名した内容について資料を作成し、本日付の参考資料として次回の統計委員会で配布してください。

それでは次の議事に移ります。

産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会で審議されていた諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備」については、前回の委員会において、順調に行けば本日の委員会で答申案を報告したいとの御説明でしたが、一部の事項について、更に部

会審議が必要、との御判断に至ったとのこと。そこで、その経緯を含めて、西郷部長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。今、委員長から御案内がありましたとおり、本日答申案をお諮りする予定でありましたが、電子商取引につきまして、このまま決着することができなかつたために、もう一回部会を開催することにいたしました。ですので、本日はなぜ、もう一回部会を開催せざるを得なくなつたのかについて、報告させていただきます。

以上が概要で、今から詳しく説明をいたします。6月28日の第6回合同部会において答申案の方向性までを議論して、おおむね審議を終えましたが、その後、書面審議で答申案を決着させる段階になってから、電子商取引に関して、このままでは調査をすることが難しいのではないかとこの疑問というか疑念が発生しましたので、こちらについて、もう一度きちんと議論する場を設けようということになりました。

なぜ、もう一度部会を開催せざるをえなくなつたかを、最初から順を追って説明させていただきます。少しお時間いただきます。よろしく申し上げます。資料5-1、少し分厚い資料になっています。こちらの通し番号で5ページの参考1に、そもそもの案がどのようなものであつたのか、最初に議論した案がどうだつたのかが記載されております。

資料5-1の5ページ目の参考1の調査票が出されておまして、こちらの右側の9番の「電子商取引の有無及び割合」です。どのような形式になっているかというところ、左側と言ふべきなのか網がけしていないところに、1番、「一般消費者と行った」、2番、「他の企業と行った」、3番、「行わなかつた」となつてはいるのですが、まずこの1番、2番、3番に、「複数選択可能」という形で丸を付けて、もし1番に丸がついていようだつたら、その消費者相手の電子商取引の割合をパーセントで記入してくださいという、2段階の調査票になっております。

こちらについて、まずは6月14日、第5回の部会のときに議論をしたのですが、審議協力者の方から、この数字をきちんと記載するためには一々、その取引の一つ一つの取引まで戻って、取引の相手が消費者であるのかそうでないのかを全部判別する必要があると。普段からそのような集計というか、これは消費者向け、これはそうではないという、仕分けが行われていれば簡単にできるわけですけれども、日ごろの企業の会計のあり方として、仕分けはやっていないと。こちらもちんと回答しようとする、一つ一つの取引に戻って、それを計算する、集計し直す作業が必要になる。これは極めて報告負担が重いのではないかということから、そのことをその御指摘を受けて、第6回の部会でもう一度この点について審議をしようとなりました。

その第6回の部会は6月28日に開催され、そのときに話し合つた案が、今度は資料の7ページ目のところにあります。まずはその項目がどれぐらい必要なのか、その「電子商取引」をとりわけ消費者向けとそうではない部分とに分けて、どれぐらい必要なのかについて議論をしたわけなのですけれども、基本的には第5回、その前回の部会で行われた説明が繰り返される形だつたので、原案のままで報告を求めることの必要性について、少なくとも部会の中では全員の理解を得ることができませんでした。

そこで、その原案のままではなかなかその負担が重過ぎるのであれば、次善の策として、オンラインのサイトが大体、消費者向けと、そうではないところとに分かれているから、そのサイトを経由して大まかに、消費者向けとそうではないものを、いわゆるB to Bです、というのを分けて集計するのが次善の策としてはいいのではないかと、セカンドベストなのではないかという意見というか提案が出されて、こちらを中心に検討することになりました。

もしこちらが回答者の側から受け入れられるものであるならば、そのまま答申案を作成する格好になったのですが、残念ながらそのような形にはならず、書面審議に入る直前ぐらいの段階で、やはりこの形では記載できないとの意見が出されました。

まずその修正されたイメージがどのようなものだったのかについて、資料のページ数でいうと少し飛びますけれども、通し番号でいうと17ページの参考の4があつて、その修正のイメージが先ほど申し上げた、B to Cサイトと、B to Bサイトに大体分かれているということであれば、このような書き方でセカンドベストなものが把握できるのではないかと、こちらを具体的に記載したものがこちらの修正イメージだったのですが、実際にその修正イメージがこのような形で具現化されて提示されると、やはりこれでもなかなか書けないだろうと。

その理由は、そのサイトによって個人向けとか法人向けに分かれているわけではないので、このまま記載しても、当初、把握したいと思っていた数字がとれないのではないかと。また、別の観点から言えば、その自社サイト内に設けたインターネット取引や、楽天など他社のサイトに間借りしてインターネット取引している例もあるので、やはりこの調査項目では不十分なのではないかというのが、第6回の部会が終わった後、そのような意見が出されました。

実際に経済産業省では、電子商取引を集計している実績があり、こちらが、少しページ戻っていただく形になりますけれども、資料5-1の通し番号で9ページに、統計調査ではないのですが、経済産業省で出している報告書がございまして、これでB to CとかB to Bがどれぐらいの規模か集計というか試算といった方がいいかもしれませんが、集計が行われております。

そのような実績はあるにはあるのですが、こちらはもともと統計調査に基づいたものではないので、このロジックがそのまま統計調査で通用するかどうか、部会では検証しておりません。そのようなことも踏まえまして、このまま部会を開かずに答申案を決着させるよりは、夏休み中に委員の方や他の関係者の方々にも集まっていたいただくのは大変心苦しかったのですが、もう一回、8月中に部会を開いて、8月の統計委員会で答申案を諮ることになりました。

特に、どのような必要性からこの「電子商取引」を捉えなければいけないのか、それから必要性があるとして、それを回答者の側がきちんと書けるのか、さらには、今回の経済構造実態調査では、母集団復元が大きな目玉になっているわけなのですが、こちらがきちんとできるような形で調査項目がきちんとできて、必要な精度が保てるのかどうか、

この3点がきちんとそろった上で、こちらを部会で納得して答申を記載する形にしないと、なかなか難しいだろうと思います。

経済構造実態調査は、その電子商取引だけではなくて、今般、全産業横断的に9割方の売上高が捉えられることが大きな柱になっていきますので、とりわけまずはそのSUTに情報を提供するところを重視すべきなのではないかというような専門委員からの御意見もありました。

そのようなことを全部勘案して、部会で納得して答申案を書くためには、もう一回改めて審議をして、結論を得ることが必要であろうということで、答申案をお諮りするのを延期する決断をいたしました。

ただ、そうは言っても、その経済構造実態調査自体滞りなく行うためには、どうしても8月中には答申案を決着させなければいけないというスケジュールの制約もありますので、8月の前半に1回部会を開いて、8月の下旬に予定されております統計委員会で、答申案全体を報告して、そこでお諮りしたいと思っています。

甚だ異例な取扱いになりますけれども、よりよい答申を得るための部会全体での決断と捉えていただいて、私からの提案を御了承いただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御提案、御質問等ございますか。

私の方からですが、今回諮問されたこの一連の内容は、この第Ⅲ期基本計画で示された経済統計の整備に関する中核的な取組で、前回の委員会でも御報告いただきましたように、取組全体としては画期的なものであるということだと思います。こちらについては、この判断は私も全く同感ですし、今も変える必要はないと思っています。

本日の説明で、今回創設する経済構造実態調査に設けられる電子商取引、インターネット取引に関する調査事項については、更に議論が必要だとなったわけです。

確かに、インターネットを介した商取引の実態を把握するのは大変重要な課題です。一方で、ネットを介したグローバルかつ大量な取引ですので、販売側企業に対して、取引相手の属性別データを正確に求めるのは、これは確かに報告者負担の観点から、なかなか難しいことは予想できるわけです。本日参考資料としても配られています、既存の統計において消費者サイドからの推計が行われていることも、こちらを現すものだと思います。

基幹統計になれば、報告義務を課して回答を求めることになりますので、記入しやすく、過度の負担がかからないようにする。これは言うまでもありませんが、同時に基幹統計ですから、集計された結果についても、単に何らかの数字があるということではとても不十分でありまして、説明可能であり、かつ利用に耐える数値であることが必要だと思います。

そのようなことを総合的に勘案して、追加の部会を開催し、改めて審議した上で最終的な結論を得たいという西郷部会長の御判断は全くそのとおりでと思いますので、支持したいと思います。このようなことは、また、いろいろ出てくるかもしれませんが、このように慎重に審議したいと思います。とにかく、何か数字があればいいのではなくて、その数字が一体本当にどのようなものなのかが分かるような、明確な説明ができるもので進めて

いきたいと思います。概して数字に関心が集中しがちなのですが、数字が一人歩きするようなことではあまり意味がありませんので、我々としてはきちんとした統計の質を守るために考えていきたいと思います。

部会審議に加わっていただいている委員の皆様においては、大変御負担をおかけすることになりますが、よりよい答申の採択のため、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。産業統計部会で審議されている「諮問第 114 号 農林業センサスの変更について」に関する審議状況について、西郷部会長代理から御報告をお願いします。

○西郷委員 それでは、河井部会長に代わりまして、私から報告させていただきます。農林業センサスに関しましては、昨日部会が開催されて、答申案を作成する一步前の段階までこぎ着けたところですが、資料の準備等は間に合っておりません。私から口頭で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

最初に申し上げますと、今日は 2 回報告していますが、先程の報告は、大体、方向性的話だったのですが、この報告は、調査項目の一つ一つについてぎりぎりやる、そのような細かい報告になりますので、そのつもりで聞いていただければと思います。

農林業センサスに関しましては、部会の回数でいうと、計 3 回のうち、3 回目が昨日終わった段階になります。第 1 回と第 2 回に関しては既に報告されていますから、第 3 回の部会について報告させていただきます。

まずは、第 2 回で継続審議とされた項目、資料 5-2 の第 2 回と第 3 回に黒丸がついているところを最初に話し合ったのですが、まずは、1 番の (3) の「報告を求める事項の変更」の農産物・林産物の販売金額階級区分について、2 ページのウの①になります。こちらは、販売金額を階級区分で聞いているところですが、その区分の切り方について、特に 1 億円以上のところに関して、最初の案では階級区分で聞いていたのですが、階級区分を 1 億円以上として、実際に金額を書いてもらうように変えたことと、スペースに余裕ができるので、今まで大括りにしていた、下の階級の幅をもう少し細かくするという修正案が出されました。それを了承したのが、1 番の (3) の 2 ページ目のウの①の部分と②の部分、特に①の部分になります。

次が、少しかいつまんで報告する形にさせていただきますが、同じページのエの③の部分です。農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項、要するに、データを使っていますかという質問がありますが、そもそもデータとは何か。台帳に手で記入しているのもデータなのかどうかというような細かい議論が行われました。そもそもデータが何かについては、少し曖昧な部分が残らない訳ではないのですけれども、今回、そのデータの活用状況について、農林業センサスで初めて確認することになるので、まずは一旦、調査してみて、その結果がどのような形で使えるのかを見極めてから、もし改善の必要があるようであれば、将来的に見直すよう求めることとして、この調査項目については承認されております。

次に、これもまた細かいのですが、2 回目の部会で宿題になっていた部分の審議を終えてから、残りの論点の審議に移りましたので、2 ページ目の第 3 回にだけ黒丸がついてい

るところから、今から説明します。最初は、「報告を求める事項の変更」の部分について、引き続き審議しました。「環境の変化を踏まえた農業生産関連事業に関する的確な把握」のところ、オですが、6次産業化に対応した、いろいろな業種が並んでいるのですが、その並べ方が適切かとか、小売業の定義は何かとか、本当に細かい議論を昨日はしまして、分かりやすさとか、そのような定義を考えた方がいいのではないかという議論はあったのですが、実施者で再度整理して、こちらを答申案に反映させる形になりました。

次に、農山村地域調査票において、立地条件を把握する調査事項の削除に関して、農協が削除される。これは少し意外に聞こえるかもしれませんが、農協というと、ATMしか置いていないところも中にはあるのだそうで、そのようなものを見分けることがなかなか難しいことから、農協は削除します、というのが原案だったのですが、よくよく聞くと、地理情報を使えば、ATMだけが置いてある農協はきちんと見分けることができるのではないかと御意見が出されたことを受けて、把握可能性を探る形で調査実施者に再検討していただく形になりました。

少し脇道にそれた話になりますが、今回、専門委員の方がデータのヘビーユーザーで、審議協力者の方がその農林業の事務の内容を非常によく知っている方だったので、私、脇で聞いていて、非常によく勉強になったことを申し添えておきたいと思います。

また、報告に戻らせていただいて、今度は1番の「(4) 報告を求めるために用いる方法」、こちらオンラインの話なのですが、昨日行われた議論では、確かにオンライン回答率を高めるのはいいのですが、もともと回収率が非常に高く、オンラインを導入したからといって、効果のある部分というのは非常に限られているという事情が最初からあります。ですから、確かに政府全体の指針として、オンライン調査の導入がうたわれてはいるのですが、ケースバイケースで、オンライン化することが目的ではなくて、あくまでも回答がしやすくなるという大もとの目的があって、これを達成するための手段であるということ勘案した上で、このオンラインシステムの導入に取り組んでいただくこととしました。

大分時間が経ってしまいましたので、少し端折らせていただきますが、前回の答申における今後の課題としては、国勢調査や経済センサス等と有機的に連動させて統計を作成して、利活用に資することが挙げられていたのですが、調査実施者のこれまでの対応については了承した上で、今後も引き続き対応していただくことになりました。

まだ、答申案はこれから作成しますが、一応、今後の課題として4つの点を挙げることにしております。1つ目は、先ほどの海面漁業生産統計調査と同じようなことなのですが、農林業においても政策の変更が加速化されておりました、その基になる統計についても、施策の変化に対応した情報が取れるように、むしろ先取りする、先を早めに読んで対応することを検討すべきであるという御意見がありました。それが1つ目です。

2つ目は、客体候補名簿は調査票ではないのですが、調査票と同様に集計・公表に利用されておりました、調査票と客体候補名簿の位置付けというか関係性というか、あるいは表章に利用されていることから、こちらが何なのかについて、きちんと整理・検討すべきであるという御意見があり、今後の課題のところに記載する予定です。

3つ目は、農業経営体調査票は現在1種類しかないのですが、個人経営体、いわゆる農家と団体経営体が共通した調査票になっており、大分、農業の仕方が違っている面もありますので、次回以降については、報告者によって調査票を分割することも検討すべきなのではないかという御意見がありましたので、こちらも今後の課題に記載される可能性があります。

4つ目として、経済センサス-活動調査の対象となる団体経営体が増えており、経済センサス-活動調査との更なる役割分担を考える必要があるのではないかという御意見がありましたので、こちらについても今後の課題として記載する予定です。

以上が、今までの部会と答申案の取りまとめの方向性についての説明です。最後に、今後の予定ですけれども、昨日までで一通り審議を終えておりますので、今後は書面審議をもって、8月の統計委員会に答申案をお諮りできるように進める予定です。

以上で報告を終わらせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御意見、御質問等はございますか。関根委員、どうぞ。

○関根委員 今の話ではなくて、一つ前のご報告に少し戻らせていただきたいのですけれども。経済構造実態調査や経済センサスについて、この機会に、簡単に御質問だけさせていただければと思って、挙手した次第であります。

質問の趣旨は、経済センサス-基礎調査の結果が、実際に事業所母集団データベースどのタイミングで反映されるのかということについて、少し確認をさせていただければと思った次第です。

実際には、経済センサス-基礎調査の結果が公表されるのは、私の記憶が正しければ2020年の6月だったと思うのですが、このときに行政記録情報からかなりのものが、160万ぐらいの法人の情報が入るということですから、こうした情報をいち早く事業所母集団データベースに反映していただきたいと思っている次第です。これが大体どのぐらいの時期になりそうかについて、何かめどがあれば教えていただきたいということです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し実施者の方から。

○西村委員長 御説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 実施者から説明させていただきます。

経済センサス-基礎調査の結果につきましては、2020年6月の公表後、速やかに事業所母集団データベースに登録をいたしまして、各種統計調査の母集団情報として提供することになりますが、基礎調査の名簿整備としては、2019年6月からスタートしますローリング調査の進展に合わせて、できる限り早急に行いまして、経済構造実態調査や経済センサス-活動調査などの基盤情報として提供することを予定してございます。

○西村委員長 どうぞ。

○関根委員 そうなりますと、実際に事業所母集団データベースに反映されて、経済構造実態調査の母集団情報としても利用されるという理解でよろしいでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 経済構造実態調査の母集団情報としては、利活用可能な最新のデータベース情報を予定しております。その意味では 2019 年の初回調査には、これは申し訳ございませんが少し間に合わないこととなります。ただ、2020 年の第 2 回の調査に関しては可能な限りこちらを取り入れる方向で検討していきまして、例えば基礎調査で得られた情報も加味した結果の提供等を積極的に考えてまいります。

○関根委員 どうもありがとうございます。

○西村委員長 よろしいでしょうか。少し前に戻りましたけれども、その全部含めて何か今までのところで、御審議することがありましたら、お願いします。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 今の農林業センサスの件ですが、オンライン調査の導入の話があったのですが、多分、オンラインで調査すると、入力コストとか、誤記入の削減とか、いろいろな意味でメリットがあると思うのですが、実際に、これまでどの程度オンラインで回答されていて、それがオンライン調査の全面導入によって、コスト削減とかがどの程度になるのかという議論はされたのでしょうか。

○西郷委員 少し今、手元に数字がないのですが。

○西村委員長 分かりますか。

○西郷委員 分かりますか。昨日の部会の資料をそのまま御紹介いただければと思いますけれど。

○西村委員長 どうぞ。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 前回のオンラインでの回答率が 0.7%と、非常に農林業の場合、低い実態です。

○西郷委員 それで、全体の回答率がどれぐらいかも言っていたけると。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 前回は、全てではなくて、手挙げ方式で 31 市町村に対して半分試行的なことも兼ねて実施した状況です。手元に詳細な数字がございません。すみません。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。全体の回収率が全国で 98.9%になっています。そのうち、オンラインが 0.7%になっています。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

○北村委員 多分、農家の方なので、オンラインで回答してもらうのは難しいということもあるのかもしれませんが、そのようなことであれば理解しましたけれども、なるべく全体とすれば、電子政府というかオンラインで入力してもらってという流れだと思うので、ここでは一応そのようなことは記入していただいた方がいいのかと思います。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、産業統計部会所属委員の皆様におかれましては、非常に多岐で細かい点について、効率的に審議していただいていると思います。どうもありがとうございます。引き続き、答申案作成に向けて、よろしく申し上げます。

それでは次の議事に移ります。国民経済計算体系的整備部会の部会報告を、宮川部会長からお願いいたします。

○宮川委員 7月12日に行われました国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料5-3を御覧ください。

まず初めに、SUT、QE両タスクフォースに係る審議の状況を報告し、その後、それ以外の課題に関する審議状況を報告します。

まず、SUTタスクフォース会合の審議状況報告です。ページを1枚めくっていただきまして、右下のページ番号が3のページを御覧ください。真ん中は1と記載してあるのですが、資料5-3-1です。まずは6月18日に行われましたSUTタスクフォース会合の審議状況を報告いたします。なお、資料5-3-1の中では、黒丸はこれまでの経緯、及び実施府省等からの御説明でございます。それから矢印は、これらを受けた部会における意見などがございます。

まず1でございますが、SUTタスクフォース会合では初めに、本年5月31日に行われました産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会において、委員より御指摘があった事項について審議を行いました。合同部会では、特定サービス産業実態調査を継承する経済構造実態調査の乙調査票の審議に際し、SUTに関連する2点の御指摘がありました。1点目は、延長産業連関表の推計において、特定サービス産業実態調査の売上高の契約先産業別割合の結果が用いられていないという理由などについてです。2点目は、経済構造実態調査では、一部産業を除き契約先産業別の売上を調査事項としない計画になっておりますが、これが国民経済計算の次期基準改定で対応する項目の制約にならないかの御質問でございました。

1点目については、経済産業省から、基準年の経済センサスー活動調査において、同様の調査項目がないことから、延長推計には用いられていないとの御説明がございました。2点目につきましては、内閣府から、直接は使用しない、あるいは他の有用な基礎資料が利用可能なため、支障はないとの御説明がありました。部会として、これら2点のほか、大きな方向性として、基準年と中間年をシームレスな推計で結ぶことが重要との観点から、様々な検討をしていくことが必要であるとの御意見を取りまとめまして、6月28日の合同部会で報告を行っております。

次に、中段にございます2ですが、5分野の統計整備に係る検討状況について、審議を行っております。医療・介護分野については2つの課題がございます。1の課題について、厚生労働省からは、社会医療診療行為別統計、介護事業経営概況調査の活用により、医療、介護分野における推計精度の向上が見込まれるとの御説明があり、検討の方向性はおおむね妥当と整理いたしました。

2の課題につきまして、内閣府からは、医療経済実態調査、介護事業経営概況（実態）調査の利用可能性について、両統計調査の中間年の延長推計の精度を、中間年の延長推計で得られる中間投入比率と産業連関表を基に推計される中間投入比率との、基準年におけるかい離幅で評価すると、両調査を用いても現行推計対比の明確な精度改善は見込みがたいとの御説明がございました。

これに対して総務省からは、①延長推計と基準年推計の比較に加え、医療経済実態調査による延長推計値を真の値と考え、こちらと補完ケースとを比較したものを評価基準とす

べきではないか、②延長推計と基準年推計の乖離が生じる原因を明らかにすべきではないかとの論点が示されております。

内閣府が主張するように、評価基準については、真の値に近いと考えられる、産業連関表を基に推計される基準年の中間投入比率からの乖離幅で評価することが適当だとしました。今後は、経済構造実態調査の実施状況を見ながら、両調査と併せて、それら基礎データの利用可能性を総合的に検証するなど、中間年推計における推計精度の向上について引き続き検討を続けることが適当であると判断しております。

裏面に移らせていただきます。建設、教育分野の課題につきましては、いずれもスケジュールどおりに取組が進捗していることと、成果の報告予定時期につきまして御説明があり、タスクフォースとして了といたしました。

次に3でございますが、SUT・産業連関表の基本構成の大枠の決定に係る検討について、総務省から御説明がありました。

産業概念の整理については、2020年SUTの産業は、同種の生産活動を行う事業所またはKAUで定義してデータを把握し、推計すること。調査で把握されたデータの補正について、推計自体が難しい場合や、補正の効果が乏しい場合、定義の変更も含めて検討することなどの御説明がありました。

また、2020年表の産業連関表、サービス分野の供給・使用表の推計方法に関して、サービス分野のみの使用表を推計して産業連関表を推計し、サービス分野以外はこれまでと同様に産業連関表を直接推計する。当該使用表については、サービス産業・非営利団体等調査を用いることとなるとの従前からの説明を踏まえ、推計手順についてやや具体的な御説明があり、いずれもタスクフォースとして了としております。

最後に4ですが、SUTの検討に関する当面のスケジュールについて、総務省から御説明がありました。

2020年産業連関表でサービス業の投入構造をしっかりと捉えることが重要であるとの意見を踏まえ、副業としてのサービス業の内訳把握の問題点について、副業としてのサービス業をこれまでどのように分離してきたか、今後どう分離していくべきかという2点について、時期を見て議論することにいたしました。

以上のSUTタスクフォース会合の審議につきまして、いずれも部会として了としております。

次に、QEタスクフォース会合の審議状況報告に移らせていただきます。

6月25日に行われましたQEタスクフォース会合の審議状況を報告します。右下のページで5ページを御覧ください。資料5-3-2-1です。

まず1ですが、会合では初めに事務局から、タスクフォース設置に関するこれまでの経緯と、タスクフォースの年度内審議スケジュールについての御説明があり、内閣府においては、QEの推計精度確保・向上に向けた工程表に掲げられた1から5の課題の検討状況について、できるだけ10月前半までの報告を目指して、準備を進めることとされました。

続いて2ですが、内閣府から工程表の1から5の課題への対応について御説明がありました。

(1) 推計品目の分割、詳細化の検討。(2) 基礎統計のシームレスな利用の検討。
(3) 共通推計品目の拡充については、当面家計消費の精度向上を念頭に、サービスに関する推計品目を中心に検討が行われる予定です。(4) 国内家計最終消費における統合比率の再推計については、(1)、(3)の対応結果を踏まえて、係数が再推計されます。
(5) 在庫変動の推計方法の精査については、1次QE段階で利用可能な基礎統計の洗い出しと併せて、ARIMAモデルによる予測精度の検証、代替的手法の検討がなされます。これらの課題について今年度の対応が可能なものについては、本年末からの導入を目指し、今秋までに検証を終える予定となっております。

委員からは、月次統計から四半期を考えるユーザーも多いのではないか。在庫推計について速報推計と年次推計の誤差を縮める努力もしてほしいなどとの意見が出されております。

次に裏面、6ページを御覧ください。3ですが、内閣府から、新たな情報提供に関する対応について御説明がありました。こちらについては、7ページ、8ページの資料も併せて御覧ください。

3月22日の国民経済計算体系的整備部会における部会長取りまとめにおきましては、統合比率の検証を踏まえ、内閣府に2つのデータの提供をお願いいたしました。1つ目は、統計そのものではございませんが、(1)にあるように、QEの統計の途中段階で用いられる需要側推計値、供給側推計値、共通推計項目推計値の公表となっております。2つ目はページの下、(2)にありますように、今回の統合比率の検証作業において非公開を前提に内閣府から提供していただいたデータの公開になります。

前者につきましては、6月25日の会合において、内閣府よりこの8月に公表予定のQEに関するデータから公表を開始するとの具体的な日程の報告がありまして、タスクフォースとしてもこれを了承しましたので、内閣府には、こちらで進めていただくこととなります。2つ目の点につきましても、国民経済計算体系的整備部会の委員が、昨年度に当該データを用いて実施した統合比率再推計の検証に係る意見交換の資料等も併せて公開することになり、これを了承しております。

委員からは、データを公表する際のフォローの仕方について、また、工程表の取組が進めば本年末には改めて統合比率が変更されるため、今回と同様なユーザーの目的に合った形で需要側推計値と供給側推計値のウェートを計算できるよう、データを12月に公表していただきたいなどの御要望が出され、内閣府において検討されることとされました。

最後に、日本銀行から、公共投資活動指数の開発について情報提供がありました。

以上のQEタスクフォース会合の審議についても、いずれも部会として了承しております。

そして、SUT、QE以外の国民経済計算体系的整備部会の審議状況報告に移らせていただきます。右下のページ番号11、資料5-3-3-1を御覧ください。

まず1ですが、生産面及び分配面の四半期別GDP速報値等の検討状況です。家計の可処分所得及び貯蓄、分配面GDP、生産面GDPの2点に関して、内閣府より御報告がありました。家計の可処分所得及び貯蓄に関しては、平成23年基準での推計手法の開発、

制度変更要因の適切な反映について今秋に報告予定であること。また、推計精度向上の取組を継続し、表章、公表形式のあり方について、今秋までに整理予定であることが報告されました。

続いて、分配面GDP、生産面GDPに関しては、平成23年基準での推計手法の開発、営業余剰・混合所得の基礎統計・手法の改善、これは分配面GDPに係ることです。季節調整手法の開発、これは生産面GDPに係ることですが、こちらについて年明けに報告予定であること。また、推計精度向上の取組を継続し、不突合の取扱いに関して年明けまでに整理予定であることなどが報告されました。

部会として、内閣府の検討の方向性はおおむね適当と整理しましたが、三面のGDPに関しては、無理に一致させず、不突合を見えるようにするのも一つの方法ではないかとの御意見がありました。参考系列での取扱い、公表のあり方、三面等価の扱いについては、次回以降の部会において審議することとなりました。

次に1ページ目の中段となりますが、2、毎月勤労統計のローテーション・サンプリングへの移行状況について、厚生労働省より御報告がありました。

ローテーション・サンプリングについては、段階的移行を予定しており、本年1月分より一部導入されました。この結果、サンプル入替えに起因する集計結果の差は前回入替え時のマイナス5,097円から今回入替え時はプラス280円へと大幅に縮小しております。ただし、サンプル切替えと同時に実施された労働者推計のベンチマークの更新に起因する集計結果との差が別途生じており、これは全体で2,086円のうち1,791円と相応の大きさになっております。

また、私から事前に要望しておりました、共通事業所による公表値の拡充等につきましては、e-Statへの掲載も含めて検討を継続するとの報告がありました。

部会として厚生労働省の取組の方向性はおおむね適当と整理しましたが、①ベンチマーク更新の影響等、②今回の調査期間の延長、段階的移行に伴い当初予定を1から2年延長による脱落の影響等に関して、参考となる情報提供を求める意見がありました。もともと、毎月勤労統計のローテーション・サンプリングへの移行に関しては、基本計画部会における未諮問基幹統計審議を踏まえて設置された、横断的課題検討部会の新旧データ接続検討ワーキンググループ会合において取り上げられました。その後、サービス統計・企業統計部会における諮問審議を経て、採用が固まり、今回の国民経済計算体系的整備部会における審議となったという経緯です。このように、多くの部会において検討されたことから、厚生労働省に対して、次回以降の統計委員会において報告するよう、要請しております。関連して、内閣府から、毎月勤労統計のベンチマーク更新に伴う遡及補正に関する情報提供について、委員会で検討してもらいたいとの御要望がありました。

また、2018年第1四半期よりGDP統計から計算される労働分配率が過去の平均値を上回る水準となっているが、こうした動きは法人企業統計では確認されない。雇用者報酬の推計において今回の毎月勤労統計の移行が何がしか影響しているのではないかとの御意見がありました。この点に関しては、次回以降の部会審議において、分配面GDP関連の課題として検討することになりました。

資料5-3-3-1の1ページの下段となりますが、3、消費者物価指数・家賃の経年劣化に関する検討状況については、総務省統計局より御報告がありました。経年変化率は家賃の下落率、言い換えれば概念上の品質下落率として推計されますが、前回の部会では観測時点を固定した静的な借家分布における経年変化率が報告されました。今回はより現実に近いものとして、つまり新築や老朽化した物件の取り壊しなどを加味するよう、小売物価統計調査、家計調査の築年数分布及びその時間変化に経年変化率を適用いたしました。非木造共同住宅、木造共同住宅、木造一戸建てのそれぞれに分けて推計しておりますが、静的な借家分布ではマイナス0.8からマイナス1.0%であったものが、実際の築年数分布及びその時間的な変化を反映した場合は、いずれもマイナス0.8%程度になりました。つまり、毎年0.8%程度住宅の品質が低下している。逆に言えば、現在の小売物価統計調査では、住宅の品質を調整しておりませんが、仮に品質を調整すれば、家賃は毎年0.8%程度上昇するとの含意となります。部会としてこの報告を了解いたしました。

続いて裏面、資料2ページ目、右下のものとしては12ページ目になりますが、4、QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組強化・加速です。これらについては、右下ページの打ってある13から15ページにある5-3-3-2の資料を併せて御参照いただきたいと思います。また、右下のページ番号の15ページは、本年6月29日の統計委員会において西村委員長が発議された文書でございます。

この発議を受け、部会として一次統計のシームレス化の取組強化・加速を図るべく、13ページにありますとおりの取組を直ちに開始することになりました。具体的な内容、当面のスケジュールにつきましては、右下ページの14ページにあります、工程表イメージを御覧ください。この工程表に沿って、まず8月前半をめどに、内閣府が既存データに基づく分析結果を提示し、こちらを受けまして、関係府省で検討を進めることになりました。また、経済産業省生産動態統計の諮問が予定されております来年3月には、内閣府が最新年次を含む最終分析結果を提示し、これを受けて、国民経済計算体系的整備部会より統計委員会に報告することを目指すこととなりました。なお、内閣府から、スケジュールに沿えるよう最大限努力しますが他の課題も多く、若干の変更が生じ得る可能性がある旨、御発言がありました。

最後になりますが、5、平成27年産業連関表における建設補修の産出額の取扱い、建築物リフォーム・リニューアル工事について、国土交通省から、本年6月11日開催の第6回産業連関技術会議に報告された内容の紹介がありました。今後も検討が重ねられる予定であることから、幅をもって見る必要がありますが、現在推計中の建設補修に係る産出額は9.5兆円程度、これに建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を適用すると、固定資本形成は7.2兆円程度、中間消費は2.3兆円程度になるとのことです。固定資本形成部分は今回新たに中間消費から移し替えられるものです。また、今後過年度の遡及に関して検討する予定とのことです。部会としてこの御報告を了解しました。

私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御意見、御質問等はございますか。

非常に多岐にわたっているのです、なかなかこれを全部把握することはかなり不可能に近いと思いますけれども、内容について、それぞれのテーマがセンシティブなものがたくさんあって、なかなか大変なところですが、何か特段の御質問等ございますか。

それでは、私の意見として述べさせていただきます。国民経済計算体系的整備部会におかれましては、非常に広範な課題について精力的に御審議いただきまして本当にありがとうございます。前回の統計委員会において私が発議しました、QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組強化・加速につきましても、前向きに取り組んでいただけたということで、改めて感謝申し上げたいと思います。

言うまでもなくSUT体系への移行やQEの推計精度の確保・向上に向けた取組は非常に長い道のりとなりますので、一步一步着実に前に進む必要があると思っております。これまでのところ、計画どおりに進んでいるようだと思いますので、安心いたしました。計画よりも、もしかしたら少し早く進んでいくのかもしれませんが。このほか、基本計画に掲げられている諸課題についても予定どおり進捗しております。

その中で1点だけ、毎月勤労統計について少し私の意見を述べたいと思います。ローテーション・サンプリングへの移行については、精度向上に向けて成果が上がったと思っております。もっとも、国民経済計算体系的整備部会でも議論になりました、共通事業所における公表値の拡充については、検討を継続することですので、この点についても、精度の問題とかいろいろあるのですが、非常に重要な点ですので、検討を進めていただきたいと思います。景気判断に適切な指標をユーザーに提供するという観点からすると、共通事業所に関する公表データの拡充は重要な課題ですので、厚生労働省におかれましては、前向きな取組をお願いしたいと思います。また、部会で要望が出ましたベンチマーク変更の影響などについての新たな情報提供についても、できるだけ早いタイミングでの統計委員会への御報告をお願いします。

これだけ多くの課題があるわけですので、実際に部会審議を行う部会長、それから部会委員はもとより、関連の作業を担う内閣府、厚生労働省、総務省統計局、経済産業省など関係府省の御負担も大きいものと想像いたします。いずれも我が国にとって非常に重要な課題ですので、皆様の御尽力に感謝いたしますとともに、今後も引き続き前向きな取組をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。「2018年度統計棚卸し年度計画について」です。まず事務局から御説明をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局でございます。統計の棚卸しにつきましては、先月の統計委員会におきまして、基本的な進め方や枠組みについて御決定をいただいたところです。本日は、その御決定を踏まえて3点、本年度の具体の対象の統計調査が何になるか。それから、特別テーマとしてどのようなものを選定するか。それから、書面調査の調査項目につきまして資料6に年度計画として御決定いただきたいということで、案を用意しております。

まず資料6の、おめくりいただきまして2ページを御覧ください。2018年度の対象統計でございます。具体的にはこの資料6の別添としてリストを付けさせていただいており

ますが、各府省と調整した結果、一般統計 37、業務統計 247、合わせて 284 の統計を今年度の対象とさせていただいております。

一般統計については主として、世帯、個人対象のものが中心となっております。具体的には、またこの別添の方を御確認いただければと思いますが、対象統計については以上でございます。

次に、今年度の特別テーマの案として 4 ページを御覧いただきたいと思っております。3 ページにおいては、先月決めていただいた資料から抜粋してございますが、この統計棚卸しでどのような改善が期待されるか整理しておりますけれども、そこから幾つか抜粋する形で、今年度の特別テーマとして掲げさせていただいたものが 4 ページにございます。

全部で 4 点ございますが、まず 1 点目が、オンライン回収の導入推進です。これまでも今日のこの委員会でも、企業・事業所を中心とした統計でオンライン調査の導入についても議題になっていたと思っておりますけれども、企業・事業所においては日常的にオンラインを使用していることが多いと考えられるため、世帯、個人対象の統計調査に比べて相対的にオンライン回収の導入が進んでいると思っておりますけれども、少し記述が、すみません、ミスプリがございますが、企業に対して世帯、個人の対象調査については、相対的にオンライン回収の導入が難しい状況にあると考えられます。このため、世帯や個人対象の統計調査を中心と、今年度対象統計を掲げさせていただいておりますので、ここにおいて、オンライン回収の導入推進や、あるいは既にオンライン回収導入をしている場合においては、その利用率の向上について点検、検討をすることが 1 番目の特別テーマの議題でございます。

2 点目ですが、集計プロセスの適正化でございます。統計の精度確保については、集計プロセスをいかにきちんとやっているかが重要な役割を果たすわけですが、こちらが実際にどのように管理・遂行されているかを確認しまして、必要に応じて改善を検討するものです。

3 点目が、業務統計の e - S t a t への掲載の推進です。国民の統計利用の利便向上という視点でございますが、業務統計については、多くの場合、各府省のホームページ等で公表されている実態がございますけれども、e - S t a t において掲載されているものは全体の約 3 割程度となっております。このような観点から、政府統計のポータルサイトという位置付けにあります e - S t a t におきまして、業務統計を含めた統計の掲載を推進することが必要と考えまして、3 点目のテーマとさせていただいております。

それから 4 点目について、これはいわばバスケットクローズですけれども、統計棚卸しについては今後部会場で御議論を深めていただきたいと思っておりますが、何分初めてやる、世の中にあまりない取組ですので、その部会での審議状況に応じて、新たなテーマ設定の必要性が生じることもあり得るため、いわば部会の審議においてその他のものとして追加すべきものがあれば、こちらがあり得べしということ、この年度計画において掲げさせていただいております。以上が特別テーマでございます。

それから更におめぐりいただきまして 3 点目、書面調査の項目については、5 ページ目、6 ページ目に今の案を掲げさせていただいております。基本的には各統計の実態の状況をファクトとして押さえるのに最低限必要なものをピックアップさせていただいております。

今回、この年度計画をお認めいただきました後は、部会の委員や専門委員の皆様と御相談の上、この調査項目を更に質問文、選択肢を具体化するとともに、ものによっては更間の形でサブクエスチョンを設けさせていただくものもあると思いますが、そのような細かい内容を部会の皆様の御知恵をいただきながら、固めてまいりたいと思っております。

本日は、以上3点について、年度計画として御審議いただき、決定いただければと考えております。事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

事務局の説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

○野呂委員 今回の御説明、この計画に対する意見というよりはむしろ感想を述べさせてもらいますと、この棚卸しの作業は何のためにあるかという、そもそもの目的でございませけれども、統計改革推進会議の最終とりまとめでは、棚卸しの目的について、まず1番目は統計の利活用の推進。2番目は報告者の負担の軽減、3番目に業務の効率化とありまして、やはり国民あるいは企業での利用促進や負担軽減が第一義的に置かれています。その点を踏まえますと、例えば資料の4ページ目の特別テーマの案などについても、もう少しそこを強調できないかという気がいたします。

具体的には、報告者の負担ですと、オンライン対応もありますが、重複した統計のチェックであるとか、複数の統計におけるフォーマットの違いみたいなところを、せっかく棚卸しするのだからえぐり出すというあたりをもう少し前面に出せないかという気がします。

ただ、これは言うは易く、なかなか実現するのは難しいことは分かっています。私もこの部会に入れていただいておりますので、心構えといいますか、スタンスとしては今申し上げた点を見るぞというところを出せないかと思っています。

少し話が長くなりますけれども、実は今月末に経団連で統計部会をやりまして、いろいろな省庁の方に御協力いただき、統計法改正とか四半期法人統計の早期化の議論をするわけなのですが、そもそも今回の統計改革が国民や企業にとってどのような良いことがあるかが、なかなか一言で言いにくい。それだけ統計改革が広範で専門的なのですけれども、そのような中でこの棚卸しの作業は、その成果を比較的分かりやすくアピールできるのではないかと思います。統計改革の成果のアピールという点も含めて、少し意見を述べさせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

今、野呂委員からの御意見というのは非常に重要な論点を含んでいまして、全て統計の改革の裏は国民に還元されなければいけないわけですが、こちらを明確に見える形、見える化の一つですけれども、見える形でやっていくと。その実は見える化とはすごく大変ですけれども、ただし、そのようなものに対してのスタンスは統計委員会としては極めて明快な形で今回の統計改革については、ぶれない形で、そのようなものを主張してきて、それが実際にそのような形で成就したということですから、この統計棚卸し、どちらかというと一見テクニカルに見えるのですが、このテクニカルに見えることの裏には、そういった重要な統計委員会のスタンスがあることは明確にするということだろうと考えます。

そのようなことを考えますと、少し私の方で引き取らせていただいて、もう一度というか、文言の一部修正とかを含めて、考えていきたいと思っています。

それでは、そのような修正を入れることを含めて、次のようにしたいと思います。

年度計画案についてお諮りをいたします。ただし、野呂委員から、特にこの期待される改善事項というところ、それから4ページの特別テーマについて御意見がございまして、こちらは非常に重要な点だと思いますので、この御意見を踏まえまして、資料6の案の文案の一部を修正して、本委員会の決定としたいと思います。修正内容については、私に御一任いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

統計業務プロセス部会所属委員、それから事務局におかれましては、統計棚卸しを年度計画に沿って進めていただくよう、お願い申し上げます。

それでは次の議事に移ります。「第Ⅱ期基本計画の進捗確認について」です。資料7にあるとおり、前回の委員会でお示ししました「統計委員会の当面の運営について」において、第Ⅱ期基本計画の進捗確認については、前回の委員会で総務省から平成29年度統計施行状況報告を受けたことから、委員会終了後、委員の皆様を確認すべき事項がないか事務局から各委員に照会することとしておりました。

各委員に照会いたしました結果について、事務局から御報告をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 報告させていただきます。委員の皆様を確認すべき事項があるか照会させていただきましたが、確認すべき事項について、御意見の提出はありませんでしたので、報告いたします。

○西村委員長 それでは、第Ⅱ期基本計画の確認は、第Ⅲ期の基本計画の審議をもって終えたことにしたいと思います。実際、そのような形で審議したわけですから、この取りまとめでよろしいかと思えます。

本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は8月28日火曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第124回統計委員会を終了いたします。